

令和 4 年

契約期間 2年以上最長5年 ご契約金額 50万円以上

その場で当たるスクラッチ

合併30周年記念定期積金 スクラッチくじ 和4年10月3日(月)~令和5年1月31日(火

募集期間中、新規でご契約いただいた方に、 その場で当たるスクラッチくじ (1口につき1枚)プレゼント!

※スクラッチくじはそのまま購買品引換券としてご利用 いただけます。

,	A賞	購買品引換券(1,500円) ·····× 300本
	B買	購買品引換券(1,000円) ・・・・・× 500本 クオカード・・・× 100本
	C買	購買品引換券(500円)····× 1,100本
	D買	購買品引換券(300円)

豪華賞品が当たるお年玉抽選会 令和5年2月1日(水)

さらに、お年玉抽選会で当たります!

JTB旅行券 (50,000円)

× 5本



据置型ゲーム機 ×10本/



JTB商品券 10,000円×20本

商品券 ¥10,000

厳選ブランド肉 (カタログギフト)×20本

JTB旅行券(50,000円) 据置型ゲーム機 2 等賞 ·····× 10本

JTB商品券(10,000円) 3等賞

厳選ブランド肉 (カタログギフト) ···× 20本

ご契約のモデルプラン(定額式)

- C > (C D)						
	毎月積立額					
コース	5年(60回)	2年(24回)				
100万円	17,000円	42,000円				
50万円	9,000円	21,000円				

※コースについては、目安の目標を表示しております。例えば 50万円コース5年契約の場合は、54万円(9,000円×60回) の掛込額と、お利息相当分をお支払いいたします。

JAマインズ

ホームページアドレス https://www.ja-minds.or.jp/

TEL.042-334-6111 TEL.042-360-3411 TEL.042-364-8955 TEL.042-365-2161 店 中河原支店 磨支店 支 店 TEL.042-363-7361

白 糸 台 支 店紅 葉 丘 支 店 TEL.042-367-0515 TEL.042-369-0761 TEL.042-482-0286 布支店 西調布支店 TEL.042-486-4741 支 店 TEL.042-487-1202

代 支 店 TEL.042-482-0166 物公園前支店 TEL.042-480-6011 江 支 店 TEL.03-3489-4177 植物公園前支店 上和泉支店 TEL.03-3488-0225



	ш		

□問品概要説明書				令机4年10月3日現在		
商品名	定期積金<定額式> 愛称:合併30周年記念定期積金					
ご利用いただける方	個人および法人 (団体を含む)					
お取扱期間	令和4年10月3日(月) ~令和4年12月30日(金) ※取扱期間内であっても、募集口数に達した場合はお取扱いを終了させていただきます。					
ご契約期間	2年以上最長5年					
払 込 方 法	(1) 払込方法 ●契約期間内で掛金を分割して払込いただきます。 ●掛込周期は1か月とします。 ●預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、10月3日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 (2) 払込金額 ●1回あたり1,000円以上 (3) 払込単位 ●1円単位					
払 戻 方 法	約定の回数の掛金の払込が完了した場	場合、満期日以後に	一括して契約給付金を	払い戻します。		
ご契約金額	掛込総額 50万円以上					
粗品品	1 口 (50万円) につき、「購買品引換券 かがその場で当たるスクラッチくじ 1					
お年玉抽選会	(1) 抽選番号は証書に自動付番します。 (2) 当選発表日: 令和5年2月1日(水)					
給付補填金	(1)適 用 利 回 り 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 (2)支 払 頻 度 満期日以後に一括して支払います。 (3)計 算 方 法 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 (4)税 金 個人のお客様は20.315%(国税15.315%、地方税5%)*の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。※2037年12月31までの適用となります。 (5)金利情報の入手方法 金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。					
付加できる特約事項	普通貯金等からの自動振替による払込ができます。					
中途解約時の 取 扱 い	- 1 (1) 初川掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合。解約日における普通貯金利率					
貯金保険制度(公的制度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。					
	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済 部貯金課(電話:042-334-6205)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談 所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。					
	名称	電話番号	受付日	受付時間		
苦情処理措置 および 紛争解決措置の	東京弁護士会 紛争解決センター 第一等東京弁護士会 仲裁センター 第二等東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-0031 03-3595-8588 03-3581-2249	月〜金(祝日、年末年始を除く)	9:30~12:00 / 13:00~15:00 10:00~12:00 / 13:00~16:00 9:30~12:00 / 13:00~17:00		
内容	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客さまの意向に基づき、お客さまのアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ●現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ●移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。					
その他参考なる事項	 ●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ●掛金が掛込日前に払い込まれた場合には、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ●満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ●この定期積金は満期日の前には解約できません。当組合が止むを得ないものと認めて解約する場合は、解約日以降の抽選権は失効します。 ●詳しくは店頭の説明書をご覧ください。 					